主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人服部恭敬の上告趣意について。

所論は、憲法三八条一、二項、三一条違反をいうところがあるが、所論の法人税 法四五条、四六条、四九条によつて収税官吏の行なう質問、検査は、もともと租税 の適正な賦課、徴収という行政目的のためのものであつて、犯罪捜査の目的のため 認められたものではなく、第一審判決挙示の証拠はすべて刑訴法または国税犯則取 締法の規定に準拠するものであつて、法人税法四五条、四六条の規定による調査に 基づいて取得されたものではない、しかも、本件につき、右調査権が犯罪捜査のた め利用されたとの証跡も、記録上認められないから、論旨は、違憲の主張としての 前提を欠き不適法であり(なお、本件記録に徴しても所論供述の任意性を疑うべき 証跡は窺われない。)、その余の所論は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつ て、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四〇年一一月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	=	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠